

令和8年度

宝立小中学校いじめ防止基本方針

—学校教育目標—

『ふるさとの自然や人とつながり，
学び，たくましく未来を拓く子の育成』



珠洲市立宝立小中学校

目 次

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	
(1) いじめの基本的な考え方	1
(2) 犯罪につながるいじめ	2
(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴	2
(4) いじめの認知について	2・3
3 いじめの未然防止に関する基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	3
① いじめを許さない雰囲気づくり	
② わかる授業づくりの推進	
③ 自己有用感や自己肯定感の涵養	
④ 児童生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定	
(2) いじめの早期発見	4
① アンケート調査や教育相談の実施	
② 教師と児童生徒の信頼関係の構築	
③ 家庭や地域との連携	
④ 教職員間の情報共有	
(3) いじめへの措置	4・5
① 組織的な指導体制の確立	
② 関係機関との連携	
③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
(4) 学校・家庭・地域との連携	5

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策	
(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）	6・7
① 目的	
② 構成	
③ 役割	
(2) いじめの防止等の具体的な取組	7～12
① 生徒指導「4つの視点」を生かした授業づくり	
② 授業改善に関わる取組	
③ 道徳教育・特別活動・人権教育等の充実	
④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	

⑤ 児童会や生徒会の取組	
⑥ 情報モラル教育の充実	
⑦ アンケートや教育相談	
⑧ 校内研修の実施	
⑨ 家庭や地域との連携	
⑩ いじめアドバイザーの活用	
⑪ 年間指導計画	
(3) いじめ問題に対する校内体制	1 2
(4) いじめの早期発見に関する留意事項	1 3～1 6
① 学校で分かるいじめ発見のポイント	
② 家族で分かるいじめ発見のポイント	
(5) いじめへの対処に関する留意事項	1 6～1 8
① いじめを受けている児童生徒への対応	
② いじめを行っている児童生徒への対応	
③ いじめを受けている児童生徒の保護者への学校の対応	
④ いじめを行っている児童生徒の保護者への学校の対応	
⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒への学校の対応	

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告	1 9
① 重大事態の意味	
② 重大事態の報告	
(2) 重大事態の調査	1 9
(3) 調査結果の提供及び報告	1 9
① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	
② 調査結果の報告	

Ⅲ その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表	2 0
2 主な相談機関の案内	2 0

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【いじめの態様】

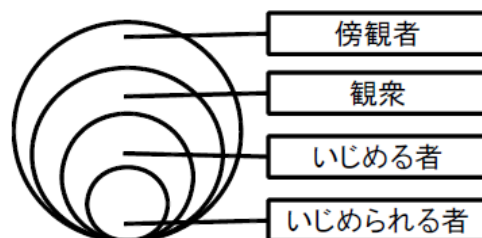
- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省）

2. いじめの理解

（1）いじめの基本的な考え方

- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」に関しては、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。
- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）も深く影響している。
- ・いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるものである。



「いじめの四層構造」

(2) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを教える。

【学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（事例）】

- ・同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする→【暴行】（刑法第208条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→【傷害】（刑法第204条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする→【暴行】（刑法第208条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる→【強要】（刑法第223条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→【強制わいせつ】（刑法第176条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→【恐喝】（刑法第249条）
- ・教科書等の所持品を盗む→【窃盗】（刑法第235条）
- ・自転車を故意に破損させる→【器物損壊】（刑法第261条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す→【脅迫】（刑法第222条）
- ・校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第230条、231条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る→【脅迫】（刑法第222条）
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第230条、231条）
- ・携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する→【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第7条）

（「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25.5.16 文部科学省）

(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※¹等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。

※1 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」…参加者が互いに友人を紹介し合って、新たな友人関係を広げることが目的に設けられたインターネット上のサイトのこと。

(4) いじめの認知について

- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景に

ある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえて適切に対応する。

3. いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップの下、全ての教職員が取り組む。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けた児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 分かる・できる授業づくりの推進

児童生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、自己存在感・共感的人間関係・自己決定を育む場となるような授業を行う。

今年度は昨年度に引き続き、自律的な学習者となるような授業づくりを推進する。課題解決に向けて自分で考え「委ねる」場面を設定し（自己決定の場）、自ら取り組んでできたという達成感（自己存在感）を実感できる授業づくり、ペアやグループ、全体での意見や情報交換等の協働的な学び（共感的な人間関係の育成）も行い、児童生徒の経験値を上げることで自律した学習ができるようにする。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自己有用感を育むピアサポートによる集会・行事・体験活動の充実を図る。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 児童生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主

体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていく。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と児童生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童生徒が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くと断って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、警察署等とも連携を密にし、家庭や地域と一体になって児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて収集した情報については、学校全体で共有する。

(3) いじめへの措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を珠洲市教育委員会に報告する。

いじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童生徒、加害児童生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

いじめが行われていることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては警察などの関係機関との連携を図る。

いじめが「解消している」状態とは、少なくともいじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことであり、被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していることを目安とする。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平時より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って珠洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平時から、情報共有体制を構築しておく。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

（４） 学校・家庭・地域との連携

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを見守る大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1. いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

いじめ防止対策基本法第22条に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、中核となる「いじめ問題対策チーム」を置く。

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ適切な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、児童・生徒会担当、養護教諭（教育相談担当）で構成し、校務分掌表に位置づける。事案等によって、学年担任だけでなく、関係教職員（課外スポーツ教室指導者や部活動顧問等）、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー等を加え対応する。

・チーム宝立小中（古道・上野・焼塩・花木・菅・小町・藤田・廣沢）

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全教職員に対する周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の児童生徒や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・児童会・生徒会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童生徒、保護者等への周知
- ・PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

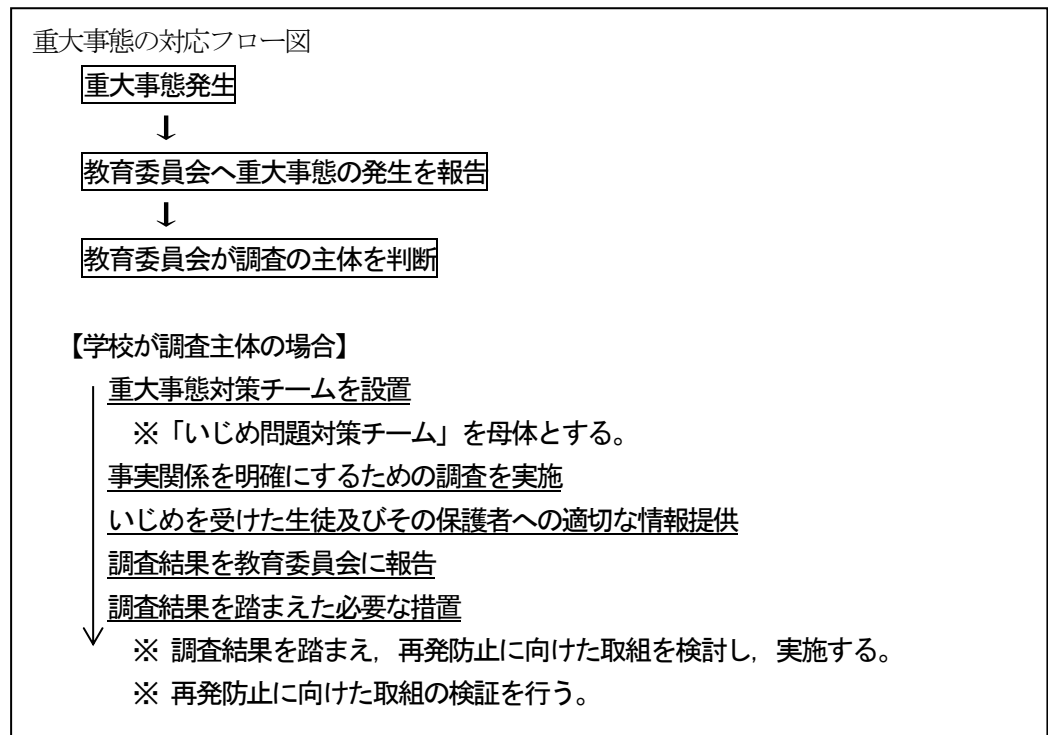
- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーの活用 等

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応 等



(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 生徒指導の「4つの視点」を生かした授業づくり

自己存在感

自己存在感とは、自分は価値ある存在であるということを実感すること。

共感的人間関係

共感的人間関係とは、相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係のこと。

自己決定

自己決定とは、自分で決めて実行するということ。常に『相手』と『自分』の両者を中心にすえて行動するということ。

安心・安全な風土

互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような環境を児童生徒自らがつくること。

学校生活において、児童生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、それぞれの授業が自己存在感・共感的人間関係・自己決定を育む場となるようにしたい。

今年度も、既習の知識をうまく活用して問いや課題に見通しをもって取り組み、自律的な学習ができる力を育成することを重点とし、授業研究を推進する。継続して実践している対話を通して互いの考えを受容的に聴くこと（共感的人間関係の育成）や協働的な学びの姿（自己決定の育成）を大切にした授業にするために、基礎基本の力を生かして自分で考え（自己決定の場）、自ら取り組んでできたという達成感（自己存在感）を実感できる授業づくりを心掛ける。また、お互いを認め合い、安心して授業や学校生活を送れる（安心・安全な風土の醸成）学級づくりを推進し、児童生徒が自ら安心・安全な学校づくりに取り組めるようにしたい。

② 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善が未然防止に繋がる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、学校研究を踏まえて焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ・みつけウィーク（学期に1回、2週間設定で、教職員相互の授業参観）を実施する。
- ・学力向上プラン、学力ロードマップに基づき、計画的・組織的に授業改善及び授業力向上を図り、9年間のカリキュラムに沿ったわかる授業・夢中になる授業の推進を行う。

③ 道徳教育・特別活動・人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・道徳の時間の年間指導計画に、内容項目A「善悪の判断、自主、自律、自由と責任」を共通の重点とし、さらに各期ブロックで重点項目を位置づける。
- ・学級活動の年間指導計画に、「人間関係づくり」のプログラムを意図的・系統的に位置づける。
- ・人権週間に、全校人権集会及び学年の発達段階に応じた人権に関わる授業を実施する。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・運動会、青潮祭（文化祭等）でより多くの児童生徒に役割を与える。
- ・児童会・生徒会の委員会活動等を充実させる。

⑤ 児童会や生徒会の取組

児童会や生徒会が中心となり、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

ア. 児童生徒スローガン

『**百花繚乱** ～たからっ子が輝く笑顔の花～』

イ. 活動内容

- ・運営委員会で月の生活目標を設定し、学年ごとに目標を意識して生活する。
- ・前期課程は、なかよし宣言（6月）の取組を実施する。後期課程は、いじめ撲滅集会（6月）を実施する。外部講師を招き、全校で人権に関する講話（12月）を聞く。
- ・ブロックリーダーの学年が企画・運営し、全校縦割り集会等の異学年交流を積極的に進める。

⑥ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童生徒の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、スマートフォン・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑦ アンケートや教育相談

毎月のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・「いじめに関するアンケート調査」（毎月実施）や「携帯電話・インターネット等利用調査」及び個人面談週間（学期に1回、2週間の教育相談 6月・11月・2月）を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。
- ・思春期特有の悩み等に対応できるよう後期課程に配置されているスクールカウンセラーを活用して、中期（5年生）から教育相談を実施する。
- ・Q-Uテストによる調査結果について児童生徒理解の会で共通理解を図るとともに、指導方針を検討・共有化する。（年2回 5月・小学校10月、中学校11月）

【検証】

いじめの検証方法について、①で示したアンケートの回答結果や教育相談の児童・生徒の訴え（証言）をもとに実態を把握し、職員全体で共有してその後の対応にあたる。

<教育相談の目標>

- ア. 個々の児童生徒に対して共感的・多面的な生徒理解を図り、信頼関係構築につなげる。
- イ. 課題を抱えている児童生徒の早期発見・対応の機会とする。
- ウ. 児童生徒の学校生活における適応力を伸ばすことを支援・援助する。

<教育相談計画>

月	内容
4	配慮を要する児童生徒の確認・共通理解、いじめアンケート
5	Q-Uテスト、携帯・ネット利用アンケート、いじめアンケート
6	個人面談週間①、いじめアンケート
7	保護者懇談①、学校生活アンケート、保護者アンケート、いじめアンケート
8	家庭訪問
9	いじめアンケート
10	Q-Uテスト（小）、いじめアンケート
11	Q-Uテスト（中）、個人面談週間②、いじめアンケート
12	保護者懇談②、学校生活アンケート、保護者アンケート、いじめアンケート
1	いじめアンケート
2	個人面談週間③、いじめアンケート
3	いじめアンケート、アンケートの見直し

※5年生以上（1～4年生は必要に応じて）の児童生徒との教育相談（個人面談週間）を各学期に1回行う。
学級担任による面談を主とし、児童生徒からの希望がある場合は、担任以外（副担任など）も相談に加わる。

⑧ 校内研修の実施

全ての教職員の共通理解を図って、風通しのよい学校づくりに取り組むため、児童生徒理解の会（毎月1回）に加えて、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・いじめ早期発見のポイント・対応（いじめ防止基本方針の周知）（4月）
- ・生徒指導主事研修等の還元（8月・12月）
- ・学校評価に係る教職員アンケートの質問項目に「いじめ問題対策チームの機能化（情報の共有化を含める）」について設定し、取組の点検・改善策を検討する。

⑨ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解すべき点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図り、風通しのよい学校・開かれた学校づくりに努める。

【取組】

- ・「いじめの未然防止・早期対応を図るために、連携・協力して取り組む」ことをPTA総会でも、議案を通して提案し、風通しのよい学校づくりに努める。（4月）
- ・外部の講師を招き、ネットいじめを含めたインターネット利用の問題について学ぶ機会（非行被害防止教室）を設定する。（6月）
- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童生徒の状況について情報交換する。
- ・児童クラブや地域のスポーツ団体等の指導者と情報交換する機会を設ける。
- ・学校運営協議会と連携し、熟議や学校行事等を通じて児童生徒の心身の成長を支え見守ると共に、健全育成に努める。

⑩ いじめアドバイザーの活用

平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言や具体的対応策に関する指導・助言をいただき、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図るために、「いじめアドバイザー」の派遣を要請する。

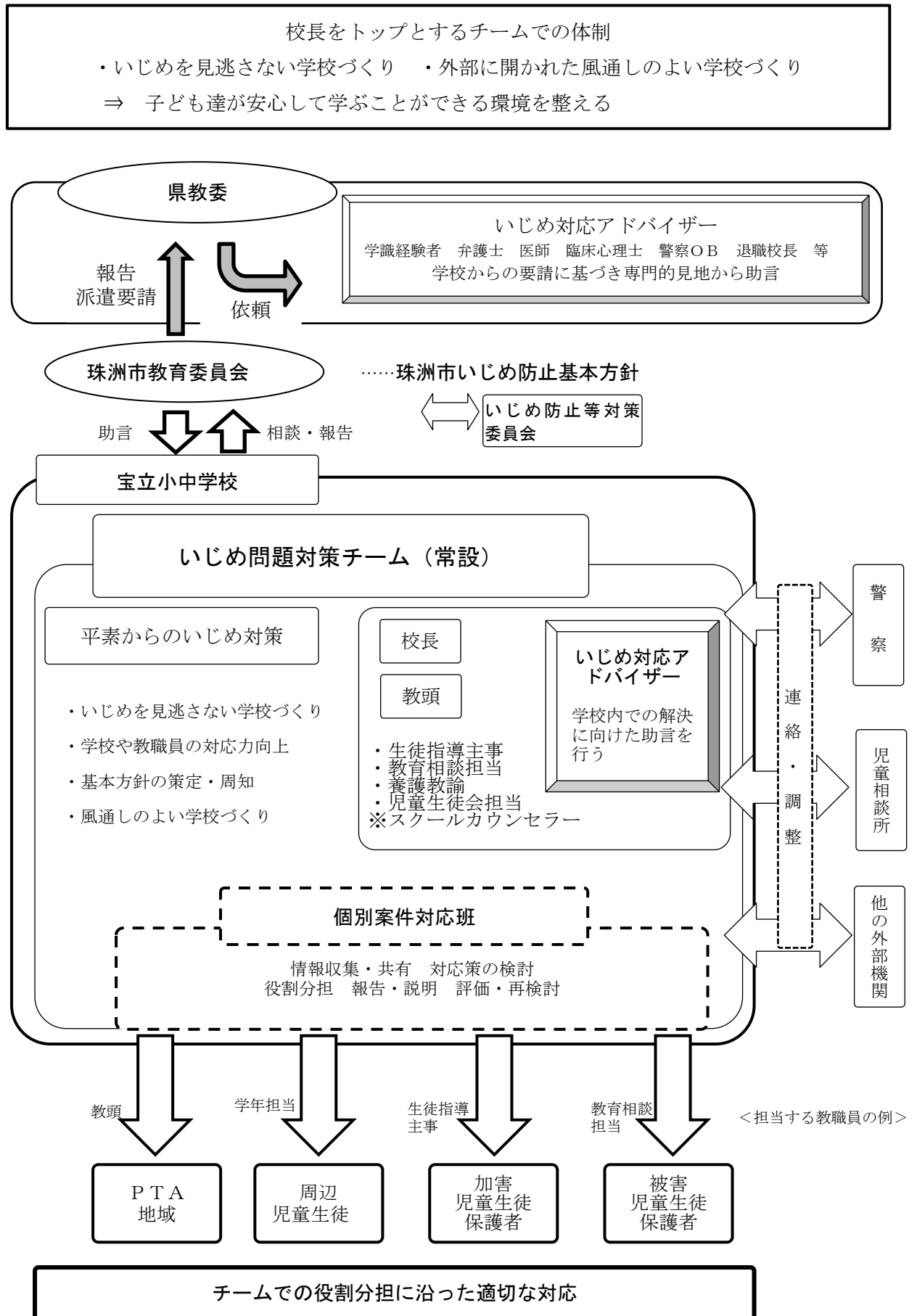
【内容】

- ア 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- イ いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ウ いじめ問題に関する研修講師

⑪年間指導計画

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組			
		①わかる授業づくり 学校行事等の推進	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④児童会や生徒会の取組
4	始業式・入学式 PTA総会	重点の確認 家庭学習時間調査 1学期の取組の共通理解	重点項目の確認 道徳の年間指導計画表の配付	特別活動の全体計画・年間計画の確認	スローガン募集
5		校内研究授業Ⅰ			スローガン作成 (児) 絆作りバッチ制作 縦割り遊び集会 (9年)
6	非行被害防止教室 計画訪問①	研究授業 校内研究授業Ⅰ 家庭学習チャレンジ週間	道徳の時間の公開		(生) いじめ撲滅集会 縦割り遊び集会 (4年)
7	終業式 保護者懇談	取り組みの検証・研修 校内研究授業Ⅰ	道徳の時間の実施状況の確認		縦割り遊び集会 (7年)
8	七夕パレード	2学期の取組の共通理解			
9	始業式 運動会 修学旅行	研究授業 校内研究授業Ⅱ		運動会の充実・活動のふり返し	運動会の準備
10	青潮駅伝 秋遠足	校内研究授業Ⅱ			前期ふり返し 青潮祭の準備 縦割り遊び集会 (縦割り班)
11	学校公開 青潮祭	家庭学習チャレンジ週間 校内研究授業Ⅱ		文化祭の充実・活動のふり返し	縦割り遊び集会 (縦割り班)
12	保護者懇談 終業式	取り組みの検証・研修 校内研究授業Ⅱ 3学期の取組の共通理解	人権週間の取組 人権教育講演会		(児・生) 人権集会
1	始業式 ふるさと珠洲科学 学習発表会	研究授業 校内研究授業Ⅲ	道徳の時間の実施状況の確認		
2	宿泊体験学習 新入生説明会	取り組みの検証・研修 家庭学習チャレンジ週間 校内研究授業Ⅲ	道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し	特別活動の全体計画・年間計画の見直し 学習発表会の充実・活動のふり返し	
3	卒業式 6年修了式 修了式終業式	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認		後期ふり返し
通年		生徒指導の機能を生かした授業づくり	年間指導計画に基づく道徳の時間の実施	児童会・生徒会の委員会活動の充実	委員会活動 月の生活目標の設定 あいさつ運動

(3) いじめ問題に対する校内体制



(4) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている児童生徒が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休 み 時 間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その児童生徒が配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る

清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○ いじめを行っている児童生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給 食 時 間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清 掃 時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

＜注意しなければならない児童生徒の様子＞

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
そ の 他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童生徒の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

＜いじめを受けている児童生徒が家庭で出すサイン＞

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。

- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

＜インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童生徒が家庭で出すサイン＞

- ・スマートフォンやパソコンを頻繁にチェックする。又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

（５）いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童生徒、いじめを受けている児童生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童生徒、いじめを受けている児童生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒への指導も行う。

① いじめを受けている児童生徒への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかけ、何かあったら学校に相談し、協力する。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童生徒への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童生徒の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童生徒の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童生徒を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子をしっかりと見てもらい、小さな変化であっても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童生徒の保護者への学校の対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめを受けた児童生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ いじめを行った児童生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・ 保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・ 児童生徒の変容を図るために、児童生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒への学校の対応

- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級活動（ホームルーム活動）や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

Ⅲ その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

2 主な相談機関の案内

相 談 機 関	電話番号	受付時間
珠洲市青少年育成センター	0768-82-7826	月～金 8:30～17:00
24時間子供SOS相談テレホン (石川県教育委員会)	076-298-1699 0120-0-78310	24時間受付
いじめの相談窓口 (石川県教育委員会)	076-225-1830	月～金 9:00～17:00
石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～13:00 ※祝祭日を除く
こころの相談ダイヤル	076-237-2700	24時間365日
石川中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
小立野青少年相談室 (金沢少年鑑別所内)	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-61-7867	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 ※祝日・振替の場合 月～水 9:00～21:00 木～土 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00